

## 平成30年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の一般公募について

平成30年5月7日  
公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用及び同法の普及・啓発による違反行為の未然防止並びに下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。

その活動の一環として、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施しています。

今年度も、下請取引適正化推進月間における下請取引の適正化に向けた取組を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語の一般公募を行うこととしました。

### 1 キャンペーン標語のテーマ

#### 「取引条件の改善に向けて」

※ 標語の中に上記テーマに関する言葉が入ってなくても構いません。

#### ◇ テーマ選定の理由

政府は、経済の好循環の実現に向け、下請等中小企業の取引条件を改善していくことの重要性に鑑み、関係法令の運用強化を行いました。これを踏まえて、キャンペーン標語につきましても、取引条件の改善に向けた取組を促すテーマとしました。

平成28年12月14日、公正取引委員会及び中小企業庁において、関係法令の運用強化のため、以下のものについて改正等を行いました（別紙参照）。

- ① 下請法に関する運用基準
- ② 下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準
- ③ 下請代金の支払手段について

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
	電話 03-3581-3375
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/">http://www.jftc.go.jp/</a>

## 2 応募要領

### (1) 応募資格

個人

### (2) 応募方法

電子メールに①作品（複数可）、②郵便番号、③住所、④氏名（フリガナ）、⑤電話番号を御記入の上、下記のアドレスまでお送りください。

- ・ メールアドレス [hyougo-koubo2018-0-jftc.go.jp](mailto:hyougo-koubo2018-0-jftc.go.jp)

※ 迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「-0-」としています。  
メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。

- ・ 電子メールの件名は「標語の応募」としてください。

### (3) 応募上の注意

- ・ 応募作品は、応募者本人が創作した未発表のものに限ります。
- ・ 1作品当たりの文字数は、30文字以内とします。
- ・ 上記のテーマに沿わない作品、上記(2)の応募方法②～⑤の記載が無い作品又は過去10年間の標語に酷似した作品は、無効とします。
- ・ 入選した場合、入選者の住所（都道府県のみ）及び氏名（フルネーム）を作品とともに発表します（後記5参照）。御了承の上、御応募ください。

### (4) その他

- ・ 応募作品に関する権利は、公正取引委員会及び中小企業庁に帰属します。
- ・ 個人情報適切に管理し、応募者本人の同意なく目的外に使用することや、第三者に開示することはありません。

## 3 公募期間

平成30年5月7日（月）から同年6月6日（水）まで

## 4 審査等

公正取引委員会及び中小企業庁において厳正に審査を行い、応募作品の中から入選作品数点を選出し、その中から特選作品1点を選定します。

## 5 発表

特選作品及び入選作品について、9月中に公正取引委員会及び中小企業庁のホームページ上で発表します。

## 6 キャンペーン標語の用途

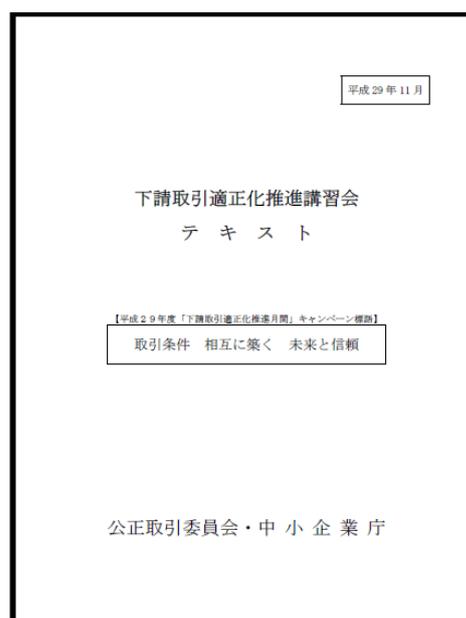
今回の一般公募により選定した標語（特選作品1点）は、下請取引適正化推進月間のポスター、下請取引適正化推進講習会で使用するテキストの表紙に使用するほか、11月に全国各地で実施する下請取引適正化推進講習会で発表するなど、事業者のコンプライアンス向上に資するよう幅広く活用します。

《平成29年度の活用例》

ポスター掲載



テキスト掲載



(参考) 過去10年間の「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語

平成29年度	取引条件 相互に築く 未来と信頼
平成28年度	下請けの 確かな技術に 見合った対価
平成27年度	押しつけず 叩かず 決めよう 適正価格
平成26年度	信用は 適正払いの 積み重ね
平成25年度	下請代金 きちっと払って 築こう信用
平成24年度	下請法 知って守って 企業のモラル
平成23年度	交付しよう 発注書面 トラブル回避の第一歩
平成22年度	いつも作って 発注書! いつも守って 下請法!
平成21年度	法令遵守は企業の常識ー守ってますか下請法ー
平成20年度	下請法 知らなかったじゃすまされない 守って築く会社の信用

以上

## 下請等中小企業の取引条件の改善に向けて

平成28年12月  
公正取引委員会  
中小企業庁



### 1. 取組の背景

- 経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。
- こうした問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組むこととし、平成28年12月14日、関係法令の運用強化を行うこととしました。

### 2. 下請法運用基準の改正(公正取引委員会)

- 繰り返し見られる行為、問題ないと認識しやすい行為等を中心に、違反行為事例を大幅に増加しました(66事例から141事例へ)。
- ＜主な追加事例＞
  - ・下請代金の額から一定額を差し引くこと【減額】
  - ・量産品と同単価での補給品の発注【買ったたき】
  - ・合理性のない定期的な原価低減要請【買ったたき】
  - ・型・治具の無償保管要請【不当な経済上の利益提供要請】

### 3. 振興法・振興基準の改正(中小企業庁)

- 望ましい取引慣行の定着に向けて、以下のような基準を定めました。
  - ①親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める。
  - ②親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する。
  - ③金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。親事業者の都合により保管を求める場合は、必要な費用は親事業者が負担する。

### 4. 下請代金の支払について(中小企業庁・公正取引委員会)

- 大企業から率先して、以下のような取組を進めることを要請しました。
  - ①下請代金の支払いはできる限り現金で。
  - ②手形等による場合は、割引料等を下請事業者負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議する。
  - ③手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

### 5. 今後の政府の取組

各種調査等により、取組の進捗状況を確認しながら必要な措置を講じていきます。